

平成 28 年 3 月 18 日

取引業者各位

学校法人新潟青陵学園
法人事務局

公的研究費を原資とする取引に関する留意事項について

昨今の大学等研究機関における公的資金の不正使用事案を受け、平成 26 年 2 月、文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」が公表されました。

本学では同ガイドラインへの対応としまして、新潟青陵大学及び新潟青陵大学短期大学部が受給する公的研究費の管理・運営に関する規則等を策定するとともに、公的研究費を原資とする取引を行う際、取引業者の皆様にお守りいただきたい留意事項を下記の通り定めることといたしました。

つきましては、本学における公的研究費の関連規則等及び不正防止の取組についてご確認いただくとともに、下記の留意事項に記載の条件に該当する業者様におかれましては、適切な取引関係構築のため「誓約書」の提出にご協力をお願い申し上げます。

記

1. 関連規則等について

公的研究費とは、本学が受給する次のような資金をいいます。

① 各省各庁又は各省各庁が所管する独立行政法人が配分する公的研究費

② 地方公共団体、企業、財団法人等から受給する受託事業費、研究助成金、奨学寄付金
本学が公的研究費について定めている規則等は、本学ホームページに公開しておりますのでご確認願います。

（掲載場所） http://www.n-seiryu.ac.jp/about/public_research/

2. 納品書などの書類への日付等の記載について

見積書、納品書、請求書など本学提出書類への日付及び発注者名の記入にご協力願います。

3. 発注について

1 件当たりの契約総額が 20 万円未満の教育・研究等に直接的に必要な物品購入及び修理等の軽微な契約については、教員による発注を認めています。また、教員による立替払いは、やむを得ない事情がある場合、1 件 10 万円未満を条件に認めています。

教員による 1 件当たり 20 万円以上の発注や 1 件 20 万円以上の契約を意図的に複数に分割した発注があった場合、教員本人が 10 万円以上の立替払いを申し出た場合は、事務担当部署にご相談願います。

【事務担当部署／取引に関する相談窓口】

法人事務局企画課 担当：清水

直通電話：025-266-9550

F A X：025-267-0053

Eメール：mshimizu@n-seiryu.ac.jp

受付時間：8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

4. 取引における禁止事項について

次の不適切な取引を行わないようお願いします。

- ① 預け金
- ② 取引事実と異なる書類の提出
- ③ 納品物の持ち帰り
- ④ 将来の売買を前提とした貸出（本学の事務担当部署の了解を得たものを除く）

また、万一、教職員から上記禁止事項や不正・不適切と思われる取引の要請があった場合は拒絶するとともに、告発・相談窓口（通報窓口）にお知らせください。

5. 取引停止について

本学との取引において「4. 取引における禁止事項について」に抵触する行為、その他不正又は不誠実な行為が確認された場合、「学校法人新潟青陵学園における研究費不正使用による取引停止取扱規程」に基づき、一定期間の取引停止処分を行います。

6. 不正・不適切な取引情報の告発（通報）について

本学の教職員から不正・不適切な取引を行うことを要求された場合には拒絶するとともに、下記の窓口へ通報してください。

【告発・相談窓口】

学校法人新潟青陵学園 法人事務局長

所在地：〒951-8121 新潟市中央区水道町 1-5939

直通電話：025-266-0127 内線 1104

F A X：025-267-0053

Eメール：kuri@n-seiryu.ac.jp

受付時間：8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

【通報の方法】

告発用フォーマットに必要事項をご記入のうえ、封書、FAX、電子メール、電話、面談により窓口へ通報をお願いいたします。なお、告発は原則として顕名で行っていただきますが、匿名でも受付可能です。

告発用フォーマットは本学ホームページに掲載しています。

（掲載場所） <http://www.n-seiryu.ac.jp/whistleblower/accusation/>

→「告発の様式（PDF ファイル、Word ファイル）」

7. 情報提供について

本学の内部監査や資金配分機関による調査に際しまして、取引の事実関係を調査する必要が生じた場合は、取引記録に関する帳簿等（売上帳簿、納品を確認できる書類）の閲覧・提供にご協力くださいますようお願いいたします。

8. 誓約書の提出について

以下の条件に該当する取引業者様には、本学における公的研究費の関連規則等を遵守し、不正に関与しないこと等を記載した「誓約書」の提出をお願いしておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【提出方法】

以下の掲載場所から様式をダウンロードし、記入・押印のうえ法人事務局企画課宛に郵送又は持参にてご提出ください。

(掲載場所) http://www.n-seiryu.ac.jp/about/public_research/

(条 件)

○ 公的研究費を原資とする以下のような取引を行う予定があること

- ・ 1件 30万円以上の取引
- ・ 総額 30万円以上の物品等を複数回に分けて納入する取引

※ 以下の機関・法人等に該当する場合は提出不要です。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・ 学校法人
- ・ 国際機関、外国企業等
- ・ 電気、ガス、水道事業者等
- ・ 弁護士、税理士、特許事務所等
- ・ 商取引の相手方ではない個人
- ・ その他本学が本件の趣旨に馴染まないと判断した業種

※ 提出の必要有無がご不明の場合は法人事務局企画課にお問い合わせください。

9. 公的研究費のルール等に関する相談窓口

公的研究費を原資とする本学との取引について、ご不明な点や確認したいこと等がございましたら以下の窓口にお問い合わせください。

【事務担当部署／取引に関する相談窓口】

法人事務局企画課 担当：清水

直通電話：025-266-9550

F A X：025-267-0053

Eメール：mshimizu@n-seiryu.ac.jp

受付時間：8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

以 上